

年 発 0 3 2 4 第 7 号
平成 2 6 年 3 月 2 4 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「年金数理関係書類の年金数理人による確認等について」の一部改正
について

「年金数理関係書類の年金数理人による確認等について（昭和六十三年八月二十六日年発第二六五八号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

- 1 「年金数理関係書類の年金数理人による確認等について」を新旧対照表のとおり改める。
- 2 1の改正は、平成26年4月1日から適用する。

新	旧
<p data-bbox="92 152 774 235">年金数理関係書類の年金数理人による確認等について</p> <p data-bbox="92 295 774 474">厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、標記についての運用を次のとおり定めたので了知の上、貴管下厚生年金基金の指導に遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p data-bbox="92 535 576 571">第一 年金数理関係書類について</p> <p data-bbox="119 584 774 954">厚生年金基金（以下「基金」という。）又は<u>企業年金連合会</u>（以下「連合会」という。）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する書類であって、年金数理人が厚生年金保険法（以下「法」という。）第七十六条の二第一項の規定による確認を行い、署名押印をしなければならないものとして厚生労働省令で定める書類は次のとおりとされたこと。</p> <p data-bbox="119 967 774 1146">このうち、(1)～(3)、(6)、(8)、(10)、(11)及び(13)に掲げる書類については、年金数理人の所見が付されていないこと。</p> <p data-bbox="119 1447 774 2103"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 給付又は掛金の変更に係る規約変更の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類 (2) 合併又は分割の認可申請に際して提出する責任準備金の額及び最低積立基準額に相当する額の明細を示した書類並びに掛金の算出の基礎を示した書類 (3) 基金間の権利義務の移転又は承継の認可申請に際して提出する責任準備金の額及び最低積立基準額に相当する額の明細を示した書類 (4) 基金又は連合会が解散したならば、<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</u> </p>	<p data-bbox="805 152 1487 235">年金数理関係書類の年金数理人による確認等について</p> <p data-bbox="805 295 1487 474">厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、標記についての運用を次のとおり定めたので了知の上、貴管下厚生年金基金の指導に遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p data-bbox="805 535 1289 571">第一 年金数理関係書類について</p> <p data-bbox="833 584 1487 1003">厚生年金基金（以下「基金」という。）又は<u>厚生年金基金連合会</u>（以下「連合会」という。）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する書類であって、年金数理人が厚生年金保険法（以下「法」という。）第七十六条の二第一項の規定による確認を行い、署名押印をしなければならないものとして厚生労働省令で定める書類は次のとおりとされたこと。</p> <p data-bbox="833 1016 1487 1196">このうち、(1)～(3)の2、(6)、(8)、(10)、(11)及び(13)に掲げる書類については、年金数理人の所見が付されていないこと。</p> <p data-bbox="833 1209 1487 2103"> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>設立の認可申請又は確定給付企業年金法（平成十三年法律第五〇号）第二条第四項に規定する企業年金基金が同法第九條第一項の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類</u> (2) 給付又は掛金の変更に係る規約変更の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類 (3) 合併又は分割の認可申請に際して提出する責任準備金の額及び最低積立基準額に相当する額の明細を示した書類並びに掛金の算出の基礎を示した書類 (3)の2 基金間の権利義務の移転又は承継の認可申請に際して提出する責任準備金の額及び最低積立基準額に相当する額の明細を示した書類 (4) 基金又は連合会が解散したならば、<u>法第八十五条の二の規定により政府が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した</u> </p>

（平成二十五年法律第六三号）附則第八条（同法附則第七十二条において準用する場合を含む。）の規定により政府が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類

- (5) 解散の認可申請に際して提出する最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類
- (6) 財政再計算報告書
- (7) 代行保険料率及びその算定の基礎を示した書類
- (8) 掛金の額の算定根拠に変更が生じたため、当該掛金の額の計算を行った場合（規約変更及び財政再計算を行った場合を除く。）における掛金の算出の基礎を示した書類
- (9) 基金の年金経理から業務経理への繰入れの計画を示した書類又は連合会の年金経理から事業経理若しくは業務経理への繰入れの計画を示した書類
- (10) 基金の決算における責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類又は連合会の決算における責任準備金の額の明細を示した書類及び支払保証経理に係る書類
- (11) 基金又は連合会の別途積立金の取りくずしの処分を示した書類
- (12) 給付の変更に係る連合会規約の変更の認可申請に際して提出する当該給付の額の算定の方法を示した書類
- (13) 解散基金加入員に係る老齢年金給付の確保事業の拠出金の算出の基礎を示した書類

第二 年金数理人の要件について

年金数理人の要件については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二〇号）附則第六十条において、確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二二号）第百十六條の二第一項の規定を準

書類

- (5) 解散の認可申請に際して提出する最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類
- (6) 財政再計算報告書
- (7) 代行保険料率及びその算定の基礎を示した書類
- (8) 掛金の額の算定根拠に変更が生じたため、当該掛金の額の計算を行った場合（規約変更及び財政再計算を行った場合を除く。）における掛金の算出の基礎を示した書類
- (9) 基金の年金経理から業務経理への繰入れの計画を示した書類又は連合会の年金経理から事業経理若しくは業務経理への繰入れの計画を示した書類
- (10) 基金の決算における責任準備金の額及び最低積立基準額の明細を示した書類又は連合会の決算における責任準備金の額の明細を示した書類及び支払保証経理に係る書類
- (11) 基金又は連合会の別途積立金の取りくずしの処分を示した書類
- (12) 給付の変更に係る連合会規約の変更の認可申請に際して提出する当該給付の額の算定の方法を示した書類
- (13) 解散基金加入員に係る老齢年金給付の確保事業の拠出金の算出の基礎を示した書類

第二 年金数理人の要件について

年金数理人の要件については、厚生年金基金規則第七十六条第一項において定められているが、その運用は次のとおりであること。

用するものとされているが、その運用については、「確定給付企業年金制度について」（平成十四年年発第〇三二九〇〇八号）第八の八によること。

(1) 「厚生労働大臣の定める基準」は、公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であるものとする。

(2) 「厚生年金基金等の年金数理に関する業務に五年以上従事したことがある者」は、基金の年金数理の業務（給付設計、財政再計算、決算における責任準備金の評価等をいう。）に五年以上従事し、かつ、このうち少なくとも二年は責任者として財政計算の確定、基金及び行政機関に対する財政計算の結果の報告等の業務を自ら行ったと認められる者であること。

なお、年金数理の実務経験及び責任者として行う業務の経験については、基金以外の年金数理の業務の経験を含むことができるものとする。

(3) 「十分な社会的信用を有するもの」とは次のアからオのいずれにも該当しないものとする。

ア 故意に、年金数理関係書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについての確認を適確に行わなかった者

イ 相当の注意を怠り、年金数理関係書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについての確認を適確に行わなかった者

ウ 社会保険諸法令に違反する行為について指示したり、相談に応じたりした者

エ 正当な理由がなく、年金数理関係書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについての確認に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用した者

オ 年金数理関係書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについての確認を行う者として必要な信用又は品位を害する行為を行った者

年金数理人名簿については、確定給付企業年金法施行規則第百十六條の二第二項から第八項までの規定に基づきその運用を行うものであること。

(削除)

年金数理人名簿については、別紙の年金数理人名簿登載要領によりその運用を行うものであること。

別紙 年金数理人名簿登載要領

一 年金数理人名簿への登載の申請

(1) 年金数理人名簿への登載を受けようとする者は、申請書（様式1）及び添付書類を作成し、厚生労働省年金局数理課（以下「数理課」という。）に提出すること。

(2) 添付書類は次に示すとおりとすること。

① 履歴書

② 厚生年金基金規則第七十六條第一項第一号又は第二号に定める要件に適合することを証する書類

二 名簿への登載

年金数理人の要件に適合すると認められた者については、年金数理人名簿（様式2）に登載し、厚生労働省年金局長より、年金数理人名簿登載通知（様式3）を当該登載者に交付すること。

三 名簿登載事項の変更

年金数理人は名簿登載事項に変更があった場合は、遅滞なく数理課に変更届を提出すること。

四 名簿登載の取消し・抹消

(1) 年金数理人名簿に登載された者が、年金数理人の要件について不実の告知を行って年金数理人名簿に登載されたことが判明したときは、当該登載を取り消すものとする。

(2) 年金数理人名簿に登載された者が死亡したとき、抹消の申し出を行ったとき、又は、厚生年金基金規則第七十六條第一項に定める要件に該当しなくなったときは、当該登載の抹消を行うこと。

五 その他

年金数理人名簿は数理課に備えるものとし、定期的に、各地方厚生局及び地方厚生支局に通知するものであること。

(様式1～3) 略